



宮 崎 県 公 報

平成25年 8 月26日 (月曜日) 第 2517 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示…………… (総務事務センター) 1	頁
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (国保・援護課) 3	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく介護機関 (介護老人福祉施設) の指定…………… (“) 5	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (“) 5	

○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業者) の所在地の変更…………… (国保・援護課) 5	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の休止…………… (“) 5	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 6	
○登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 6	

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 6	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 6	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (“) 6	

監査委員公告

○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表…………… 7	
--------------------------------	--

告 示

障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成25年 8 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 483号

障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示

障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱 (平成18年宮崎県告示第 445号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者の雇用に努める企業及び障害者支援施設等から物品の買入れを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>障害者</u> 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第 123号) 第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。</p> <p>(2) <u>障害者雇用促進企業</u> 次に掲げる要件を満たす者であって、第4条第1項の登録を受けたものをいう。 ア・イ [略] ウ 県内の本店、支店、営業所等で、常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障害者である労働者の数の割合が、<u>100分の 1.8</u>以上であること。</p> <p>(3) <u>障害者支援施設等</u> 県内で障害者自立支援法 (平成17年法</p>	<p>障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、障がい者の雇用に努める企業及び障害者支援施設等から物品の買入れを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>障がい者</u> 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第 123号) 第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。</p> <p>(2) <u>障がい者雇用促進企業</u> 次に掲げる要件を満たす者であって、第4条第1項の登録を受けたものをいう。 ア・イ [略] ウ 県内の本店、支店、営業所等で、常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、<u>100分の 2.0</u>以上であること。</p> <p>(3) <u>障害者支援施設等</u> 県内で地方自治法施行令 (昭和22年政</p>

律第 123号) 第 5 条第12項に規定する障害者支援施設、同条第 21項に規定する地域活動支援センター及び同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 2 項第 4 号若しくは第 5 号又は同条第 3 項第 7 号に規定する事業を行うもの及び小規模作業所等福祉的就労の場を営むものをいう。

（登録の申請）

第 3 条 障害者雇用促進企業として障害者雇用促進企業登録者名簿（別記様式第 1 号。以下「登録者名簿」という。）に登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（別記様式第 2 号。以下「申請書」という。）を、知事に提出しなければならない。

2 [略]

（登録）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、登録者名簿に登録を行うとともに、その旨を当該申請者に障害者雇用促進企業審査結果通知書（別記様式第 3 号。以下「審査結果通知書」という。）により速やかに通知するものとする。

2 [略]

（登録の有効期間）

第 5 条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、前条第 1 項の規定による通知を受けた日の属する年の10月 1 日から翌年の 9 月 30 日までとする。

（変更等の届出）

第 7 条 障害者雇用促進企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録申請書記載事項変更届（別記様式第 4 号）により、知事に速やかに届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 障害者雇用促進企業が、審査結果通知書に記載されている登録営業種目（物品）を廃止したとき。

（登録の取消し）

第 8 条 知事は、障害者雇用促進企業が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、その旨を当該登録を取り消された者に、障害者雇用促進企業登録取消通知書（別記様式第 5 号）により速やかに通知するものとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

（指名競争入札における取扱い）

第 9 条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の規定により、指名競争入札により物品の買入れをしようとするときは、障害者雇用促進企業を含めて指名するように努めるものとする。

（随意契約における取扱い）

第10条 知事は、施行令第 167条の 2 第 1 項第 1 号及び宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 136条の 2 の規定により、随意契約により物品の買入れをしようとする場合において見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業から優先して徴するよう努めるものとする。

2 [略]

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者をいう。

（登録の申請）

第 3 条 障がい者雇用促進企業として障がい者雇用促進企業登録者名簿（別記様式第 1 号。以下「登録者名簿」という。）に登録を受けようとする者は、障がい者雇用促進企業登録申請書（別記様式第 2 号。以下「申請書」という。）を、知事に提出しなければならない。

2 [略]

（登録）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、登録者名簿に登録を行うとともに、その旨を当該申請者に障がい者雇用促進企業審査結果通知書（別記様式第 3 号。以下「審査結果通知書」という。）により速やかに通知するものとする。

2 [略]

（登録の有効期間）

第 5 条 障がい者雇用促進企業の登録の有効期間は、前条第 1 項の規定による通知を受けた日の属する年の10月 1 日から翌年の 9 月 30 日までとする。

（変更等の届出）

第 7 条 障がい者雇用促進企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録申請書記載事項変更届（別記様式第 4 号）により、知事に速やかに届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 障がい者雇用促進企業が、審査結果通知書に記載されている登録営業種目（物品）を廃止したとき。

（登録の取消し）

第 8 条 知事は、障がい者雇用促進企業が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、その旨を当該登録を取り消された者に、障がい者雇用促進企業登録取消通知書（別記様式第 5 号）により速やかに通知するものとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

（指名競争入札における取扱い）

第 9 条 知事は、施行令第 167条の規定により、指名競争入札により物品の買入れをしようとするときは、障がい者雇用促進企業を含めて指名するように努めるものとする。

（随意契約における取扱い）

第10条 知事は、施行令第 167条の 2 第 1 項第 1 号及び宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 136条の 2 の規定により、随意契約により物品の買入れをしようとする場合において見積書を徴するときは、障がい者雇用促進企業から優先して徴するよう努めるものとする。

2 [略]

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

障害者雇用促進企業登録者名簿 (有効期間: 年
月 日から 年 月 日)

[略]

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)

障害者雇用促進企業登録申請書

[略]

私 (申請者) は、障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに
関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

(裏)

3 県内の本店、支店等における雇用状況

雇 用 状 況	障害者雇用算定用の常時雇用する労働者の数 ①	[略]
	($② - ② \times ③ \div 100$)	
	[略]	
	雇用する障害者の総数 ④	
	($⑤ + ⑧$)	
	常時雇用 ($⑥ \times 2 + ⑦$) ⑤	
	重度障害者 ⑥	
	重度以外の障害者 ⑦	
	短時間雇用 ($⑨ \times ⑩ \times 0.5$) ⑧	
	重度障害者 ⑨	
	重度以外の障害者 ⑩	
障害者雇用率 (%) ⑪		
[略]		

※1 対象となる障害者とは、障害者手帳、療育手帳、精神障害
者保健福祉手帳等の交付を受けている人になります。

なお、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
の写しを、証明書として添付する必要はありません。

2～8 [略]

[略]

様式第 3 号 (第 4 条関係)

障害者雇用促進企業審査結果通知書

[略]

障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第 4 条
の規定により、次のとおり通知します。

[略]

様式第 4 号 (第 7 条関係)

[略]

障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第 7 条
の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第 5 号 (第 8 条関係)

障害者雇用促進企業登録取消通知書

[略]

障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第 8 条
第 1 項の規定により、登録を取り消しましたので通知します。

[略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 484号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項 (中国残

障がい者雇用促進企業登録者名簿 (有効期間: 年
月 日から 年 月 日まで)

[略]

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)

障がい者雇用促進企業登録申請書

[略]

私 (申請者) は、障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れ
に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します

。

[略]

(裏)

3 県内の本店、支店等における雇用状況

雇 用 状 況	障がい者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数①	[略]
	($② - ② \times ③ \div 100$)	
	[略]	
	雇用する障がい者の総数 ④	
	($⑤ + ⑧$)	
	常時雇用 ($⑥ \times 2 + ⑦$) ⑤	
	重度身体障害者及び重度知的障害者 ⑥	
	⑥以外の障がい者 ⑦	
	短時間雇用 ($⑨ \times ⑩ \times 0.5$) ⑧	
	重度身体障害者及び重度知的障害者 ⑨	
	⑨以外の障がい者 ⑩	
障がい者雇用率 (%) ⑪		
[略]		

※1 対象となる障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精
神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人になります。

なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手
帳等の写しを、証明書として添付する必要はありません。

2～8 [略]

[略]

様式第 3 号 (第 4 条関係)

障がい者雇用促進企業審査結果通知書

[略]

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第 4
条の規定により、次のとおり通知します。

[略]

様式第 4 号 (第 7 条関係)

[略]

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第 7
条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第 5 号 (第 8 条関係)

障がい者雇用促進企業登録取消通知書

[略]

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第 8
条第 1 項の規定により、登録を取り消しましたので通知します。

[略]

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する
法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるも
のとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給

付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社二葉薬局	小林市真方13番地	二葉薬局堤	小林市堤27-95-23	平成25年6月7日
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市東区苗穂五条一丁目2番1号	アイン薬局こばやし中央店	小林市細野160番地5	平成25年6月1日
株式会社スプラウト	西諸県郡高原町西麓4-27-1	二葉薬局加久藤	えびの市栗下字石島2-14-8	平成25年6月7日
株式会社あさひ	都城市志比田町4717番地1	指定訪問介護事業所あさひ	都城市志比田町4717番地1	平成25年4月30日
株式会社スローライフ	都城市志比田町5741番地2	ナーシングデイ志比田	都城市志比田町5264番地5	平成25年6月20日
合同会社円卓	えびの市大字原田3374番地6	デイサービスセンター円卓	都城市野々美谷町3505番地3	平成25年7月1日
合同会社白百合	都城市上長飯町93号1番地	訪問介護事業所つくし	都城市上長飯町93号1番地	平成25年7月1日
合同会社太陽	日向市都町41番地5	デイサービス太陽	延岡市船倉町2丁目2番地2	平成25年6月12日
社会福祉法人慶明会	東諸県郡国富町大字岩知野字明久357番地	デイサービスセンター日南ふれあいホーム	日南市鉄肥六丁目6番62号	平成25年7月1日
合同会社ポラリス	西都市大字三宅2863番地2	デイサービスいっぽ	西都市大字三宅2863番地2	平成25年6月1日
株式会社京町栄寿園	えびの市亀沢391番地2	ヘルパーステーション京町温泉	えびの市亀沢392番地21	平成25年6月1日
合同会社AKIRA	北諸県郡三股町大字権	デイサポート明輝	北諸県郡三股町大字蓼	平成25年6月10日

	山4680番地22		池3536番地3	
サポート芳士株式会社	児湯郡新富町大字上富田3349番地1	花と緑のヘルパーステーション	児湯郡新富町大字上富田3349番地1	平成25年7月8日
株式会社SJ K	宮崎市神宮西二丁目1-32番地2	デイサービスセンターかわみなみ	児湯郡川南町大字川南24773番7	平成25年6月3日
社会福祉法人弘成会	児湯郡新富町大字下富田字小島江629番地5	特別養護老人ホームしんとみ希望の里2号館	児湯郡新富町大字下富田629番地1	平成25年7月1日
有限会社アドニス介護支援サービス	延岡市大貫町3丁目7-20番地1	憩いの郷みつぜ	延岡市安賀多町三丁目6番地4	平成25年6月10日

宮崎県告示第 485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人延岡市社会福祉協議会	延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4	延岡市北川地域包括支援センター	延岡市北川川内名7226番地4	平成25年4月1日
社会福祉法人丸野福祉会	都城市丸谷町4670番地	居宅介護支援事業所ほほえみの園	都城市丸谷町4670番地	平成25年7月1日
株式会社医療介護支援センター	宮崎市花殿町3番16号	居宅介護支援事業所カイフク	都城市梅北町4391番地2	平成25年7月1日
合同会社AKIRA	北諸県郡三股町大字樺山4680番地22	ケアサポート明輝	北諸県郡三股町大字蓼池3635番地3	平成25年6月10日

株式会社ぼけっと	宮崎市大字新名爪8番地88	居宅介護支援事業所ぼけっと	東諸県郡国富町大字宮王丸 366番地 ケアマネステーション国富	平成25年6月1日
有限会社プランニング諸井	東諸県郡綾町大字北俣372番地7	プランニング諸井	東諸県郡綾町大字北俣372番地7	平成25年7月1日

宮崎県告示第 486号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関（介護老人福祉施設）を次のとおり指定した。

平成25年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームしんとみ希望の里2号館	児湯郡新富町大字下富田 629番地1	平成25年7月1日

宮崎県告示第 487号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	グループホーム庄内ひかり	都城市庄内町8122-1
		グループホーム高崎ひかり	都城市高崎町大牟田1260-2
		グループホームみやま荘	西諸県郡高原町大字蒲牟田7351-2

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
グループホーム庄内ひかり	グループホームミュージズの空庄内	平成25年7月1日
グループホーム高崎ひかり	グループホームミュージズの空高崎	平成25年7月1日
グループホームみやま荘	グループホームミュージズの空高原	平成25年7月1日

宮崎県告示第 488号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 T-C ARE	日南市北郷町郷之原乙4808番地1	リハステップ 郷	日南市北郷町郷之原乙4808番地1

2 届出事項

居宅介護事業者の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日南市北郷町郷之原乙4808番地1	日南市北郷町郷之原乙2058番地	平成25年6月1日

宮崎県告示第 489号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
有限会社共 栄調剤薬局	延岡市柳沢 町 2 丁目 3 番地 2	居宅介護支 援事業所 ほそしま	日向市日知 屋古田町11 - 1	平成25年 7月20日

宮崎県告示第 490号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年月日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	
451000113	有料老人ホーム神宮の 杜	宮崎市矢の先町78番地 1	有限会社タジマ	宮崎市矢の先町78番地 1	平成25年 4 月30日
451000114	特別養護老人ホーム永 寿園	日向市大字富高 546番 地 1	社会福祉法人ひまわり 会	日向市大字富高 546番 地 1	平成25年 4 月30日
451000115	特別養護老人ホーム永 寿園（短期入所）	日向市大字富高 546番 地 1	社会福祉法人ひまわり 会	日向市大字富高 546番 地 1	平成25年 4 月30日
451000116	介護付有料老人ホーム ウエルコート佐土原	宮崎市佐土原町上田島 5110番地	株式会社アメックスエ ステート	宮崎市佐土原町上田島 5110番地	平成25年 5 月13日
451000117	特別養護老人ホームし んとみ希望の里 2 号館	児湯郡新富町大字下富 田 629番地 1	社会福祉法人弘成会	児湯郡新富町大字下富 田字小島江 629番地 5	平成25年 7 月 1 日
451000118	介護付有料老人ホーム くじら	宮崎市佐土原町下田島 7824番地 7	株式会社フード・マイ スター宮崎	宮崎市佐土原町下田島 7824番地 7	平成25年 8 月 1 日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成25年 8 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
20ℓ券1枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
20ℓ券E 3900091
- 4 有効期間
平成21年 4 月20日から平成22年 4 月19日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
都城農業協同組合 有水給油所
- 6 紛失年月日
平成21年10月頃

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により

した。

平成25年 8 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
田中 伸一郎 (穂の実)	都城市安久町7092- 1 - A	平成25年 7 月16日

宮崎県告示第 491号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第 1 項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成25年 8 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 8 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画 地区計画
中町地区 地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日向土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 8 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路

3・4・32号 日知屋財光寺通線

3・4・39号 下ヶ浜通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県日向土木事務所

監査委員公告

平成25年4月4日付けで公表した平成24年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年8月26日

宮崎県監査委員 宮 本 尊

宮崎県監査委員 山 口 博

宮崎県監査委員 横 田 照 夫

宮崎県監査委員 十 屋 幸 平

1 包括外部監査の特定事件

基金の管理及び運用について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) 指摘事項

ア 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金

(ア) 基金の運用について

監査の結果	講じた措置
平成23年度の拠出金のうち、93,778千円は拠出後8か月以上普通預金で運用されていた。豪雨により被災した撤去予定施設を緊急的に撤去する必要がある場合に、拠出金を充当するためであるが、災害発生が予想される時期を過ぎ、拠出金の充当見込みがなくなった時点からでも定期預金で運用することは可能であり、拠出受入時点から事業への充当時点までに3か月以上の期間が見込まれる部分についても短期運用が可能であるため、御検討願いたい。	拠出金について、拠出金の充当の見込みがなくなった時点において、運用を実施することにした。 (平成24年度の場合) 当該年度の拠出金について、豪雨災害の発生する恐れがなくなった平成24年10月16日に運用を実施した。 運用期間 平成24年10月19日から平成25年3月15日（147日運用）

イ 災害救助基金

(ア) 基金残高について

監査の結果	講じた措置
平成23年度における災害救助法に基づく最少額 433,711千円に対し、県の同年度期首基金残高は 422,205千円であり、11,505千円の不足が生じていた。法令を遵守し、不足額が発生しないように残高管理を行うべきである。	本基金の積立額の最少額は、災害救助法第38条第1項の定めにより当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額と定められているところであるが、平成19年の所得税から住民税への税源移譲に伴い地方税法に定める普通税収入が増加したことにより積立額の最少額が大きくな

ったことから、不足額が生じたものである。

なお、平成24年度以降は不足額は生じていないところである。

今後とも、被災者の救助及び保護を迅速かつ円滑に行えるよう、本基金の管理に十分留意してまいりたい。

ウ 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

(ア) 基金の取崩しについて

監査の結果	講じた措置
平成22年度における県立みやざき学園の耐震化整備事業において、基金が負担すべき事業費に対し、平成23年度の基金精算時に500円ではあるが多く基金を取り崩している。当該取崩額は適時に一般会計から基金に繰り入れるべきであるため、速やかに対処されたい。	県立みやざき学園の耐震化整備事業において本基金の繰入を千円単位で行ったため、このような結果となったものである。 なお、当該500円については、平成25年5月17日に一般会計から本基金に繰入済みである。 今後は、このようなことがないよう円単位での精算を徹底するなど事務処理に十分留意してまいりたい。

エ 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金

(ア) 交付要件の確認について

監査の結果	講じた措置
介護職員処遇改善交付金の交付要件の一つに「過去1年間に労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと」とある。当該要件について、県では、その適合性の有無について確認作業を実施していなかったため、何らかの確認作業が必要である。	宮崎労働局へ罰金刑以上の刑を処した事例の有無について確認し、事例はないとの回答を得た。 今後は、同様の要件があるものについては、労働局側から情報提供を受けることを確認したところである。

(2) 監査意見

ア 宮崎県開発事業特別資金積立金

(ア) 基金の今後について

監査の結果	講じた措置
平成24年度の九州電力株式会社の配当金収入は14百万円程度に減少し、平成25年度以降無配が継続すると、基金の残高が底をつく可能性も否定できない。こうした中、総合政策課では同社の配当金の動向を注視しながら審議会委員等の意見を踏まえた上で、資金を充当する事業を検討していきたいと考えており、同社の配当金に依存する現在の基金の存在意義自体が見直される可能性もある。	今後の九州電力株式会社の配当金の動向や審議会委員等の意見を踏まえた上で、資金を充当する事業を検討していくとともに、配当金に依存する当基金のあり方についても検討する。

イ 宮崎県住民生活に光をそそぐ基金

(ア) 基金残高について

監査の結果	講じた措置
平成23年度においては、当初計画よりも繰出しが少ない事業があり、また、会計課に基金の運用を依頼した結果の運用益は基金に編入されているが、予算編成時にはこれを繰出しの原資にはしていないため、平成24年度末に基金残高が残る可能性がある。この基金残高は国に返還することになるが、効率的に運用した結果である基金の運用益も有効に活用する柔軟な対応も必要と思われる。	当基金に係る平成24年度事業においては、補正予算の編成等、基金の有効かつ効果的な執行に努め、最終的には、基金運用益も含めて、全額を活用したため、国への返還が生じないこととなった。

ウ 宮崎県文化振興基金

(ア) みやざき芸術文化振興基金について

監査の結果	講じた措置
平成24年4月1日にみやざき芸術文化振興基金が設置され、新たに県立芸術劇場における各種文化事業等へも基金を充当することになった。これらの事業は従来と比べると金額が大きく、基金の残高も大きくなること、また、劇場の設備・施設のメンテナンスというハード関連事業も実施することから、基金のより効率的な運用に留意しつつ、県立芸術劇場の有効活用に資するような事業の実施を期待する。	県立芸術劇場の改修事業は、利用者の安全に関わるものを最優先としながら、貸館事業に影響を及ぼすものを優先するとともに、可能な限りメンテナンスで対応し、基金の効率的な執行を図っていく。 また、基金の執行計画から可能な範囲で債券・定期預金等での運用を図り、運用益の最大限の確保を行う。 さらに、広く県民等から基金への寄付金を募り、基金の強化・充実も図っていく。

エ 宮崎県高齢者等保健福祉基金

(ア) 基金事業の選定について

監査の結果	講じた措置
本基金は明確な方針・計画のもと、実施する事業を選定するというよりは、むしろ一般予算との不足額を調整しつつ、当該基金の目的に沿う事業へ充当するといった財源調整的な運用がなされている状況である。一般財源において実施すべき事業と本基金で実施すべき事業の範囲を明確にし、本基金の計画的かつ有効な活用を期待したい。	本基金は、高齢者その他の保健福祉サービスを必要とする者の保健福祉の増進を図るため、本県の実情に応じた福祉施策を推進することを設置目的としており、これまで厳しい財政状況の中、必要な事業を選定し、執行してきたところである。 今後とも、本基金の設置目的を踏まえながら、計画的かつ有効な活用に努めてまいりたい。

オ 災害救助基金

(ア) 備蓄物資について

監査の結果	講じた措置
現在の備蓄物資の必要十分性が不明瞭である。また定期的な実地棚卸は実施されていない。県として備蓄基準を作成し、備蓄物資の必要品目・適正在庫数量を明確化することが必要ではなかるうか。また財産管理上、棚卸マニュアル等を作成し、適切な管理体制を構築することが望まれる。	備蓄物資については、これまでの実績等に基づき必要な品目の備蓄を行っており、平成24年度に現地確認を行い、帳簿上の保有高や消費期限の確認等を行ったところである。 今後とも、必要な物資の備蓄を行うとともに、南海トラフ巨大地震等、新たな被害想定も踏まえながら、必要と考えられる品目や数量の備蓄及び適切な管理に努めてまいりたい。

(イ) 基金取崩しにかかる決裁について

監査の結果	講じた措置
東日本大震災による被災地域に対し、平成22年度に県は基金を取り崩して備蓄物資を提供している。当該事務手続において、基金取崩し及び物資償却に関する決裁書類が作成されていなかった。緊急のこととはいえ、決裁書類を作成すべきであったと考える。	東日本大震災による被災地支援に即応するため、備蓄物資の緊急放出を決裁権者に口頭で合議の上決裁を受けて行ったが、決裁書類を作成していなかった。 今後とも、災害時において備蓄物資の迅速な提供を行うとともに、決裁書類の作成を行うよう努めてまいりたい。

カ 宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金

(ア) 基金事業の選定について

監査の結果	講じた措置
本基金で実施すべきものとして一般財源で実施すべきものの基準が必ずしも明確ではないのではないかと思われる部分がある。また、終了までの成果目標や活用計画も定められていない。従って、基金設置の有効性や効果が十分に検証できない可能性がある。	本基金は、医師、看護師等の医療に携わる人材の育成、確保、地域における活用等により、地域医療における課題の解決を図るため、さまざまな施策を実施することを目的として設置しており、これまで厳しい財政状況の中、実施すべき事業を選定し、執行するとともに、毎年度の予算編成の過程で事業ごとに内容と効果について精査を行ってきたところである。 今後とも、本基金の設置目的を踏まえつつ、各事業毎の成果目標等を見据えながら、計画的かつ有効な活用に努めてまいりたい。

キ 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金

(ア) 今後の基金の活用について

監査の結果	講じた措置
基金の活用額から見ると、基金	平成25年3月に改訂した

の造成規模に比して利用が十分であるとは言えない状況であるが、現在国の社会保障制度改革国民会議において国民健康保険制度のあり方が検討されているところであることから、今後は、国の議論を踏まえ、国民健康保険の運営の広域化・財政の安定化を推進するため基金の有効な活用がなされることを期待したい。

宮崎県国民健康保険広域化等支援方針において、国民健康保険事業の運営の広域化と国保財政の安定化のための県の役割を明記し、引き続き基金を活用した事業により市町村の支援を行うこととしている。

なお、広域化等支援方針に定める施策の実施については、国民健康保険制度のあり方についての今後の国の議論を踏まえ、市町村等の意見を聴き、必要に応じて意見調整を図っていくこととした。

ク 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金

(ア) 基金事業の実施後の検査・確認手続きについて (介護職員処遇改善交付金事業)

監査の結果	講じた措置
<p>当事業における交付金が実際に介護職員の賃金として支払われているか確認することが事業の適切な実施の観点から非常に重要である。県では、事業者から実績報告書を入手し、改善実績額を上回る交付金については、返還を受けている。当該返還金は平成22年度が9,145千円(77事業所)、平成23年度が16,007千円(64事業所)となっている。</p> <p>現在は実績報告書の入手のみで事業所への立入調査は行われていないが、上記に掲げた当交付金の性格及び返還金額等を鑑みれば、必要に応じて事業所への立入調査を実施し、書面調査の実効性をより高めることが重要であると考え</p>	<p>国要領によれば、事業者からの実績報告に基づき返還させることとなっており本県においては適切な事務処理を行ってきたところであるが、情報提供等により事業者の交付金の執行状況に疑義が認められる場合には、立入調査を実施するなど適切な対応をしていくこととした。</p>

(イ) 基金事業の実施後の検査・確認手続きについて (施設開設準備経費助成特別対策事業)

監査の結果	講じた措置
<p>当事業について、県が直接補助金を支給する案件については、県が自ら現地調査を実施しているが、現地調査に関する報告書が作成されていない。従って、調査の内容、問題点の有無等について不明確だけでなく、確認すべき事項の確認もれが発生する可能性もある。</p>	<p>補助事業の実績確認に当たっては、現地確認及び関係書類等の検査を実施した際に復命書を作成するとともに、確認内容、問題点の有無について明確にしておくこととした。</p>

ケ 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金

(ア) 基金事業の検査・監督体制について

監査の結果	講じた措置

交付した補助金について、事業者から積算方法の誤りがあった旨の報告が県又は市町村にあり、返還を受けたものがあつた。県における検査体制は当該誤りを発見できるものではなかったとのことである。県は、基金事業が適正に実施されているか、検査体制並びに監督体制を強化することが必要である。

当事業については、平成23年度をもって事業終了となったところであるが、今後このようなことがないように事務処理に十分留意してまいりたい。

(イ) 現地確認の実施について

監査の結果	講じた措置
<p>当基金事業のうち、基盤整備事業などハード面の整備にかかるものについては、必要に応じ現地確認を実施しているが、その記録が作成されていない。現地確認において何を確認し、結果がどうであったかを文書化することは、当該確認手続の実効性確保の観点から不可欠であると考え</p>	<p>当該事業について、補助事業の内容が施設改修等ハード面の整備に係るものについては、整備状況を確認するために現地確認を実施し、その結果については復命書として文書化したところである。</p>

コ 宮崎県安心こども基金

(ア) 子育て支援事業について

監査の結果	講じた措置
<p>「未来みやざき子育て県民運動」を含む「地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」事業における基金の活用が伸びているが、平成23年度で打ち切りとなっている。こうした事業は有意義であるため、当基金は平成27年度から新たな国の施策に引き継がれる見込みとのことであり、国への働きかけを十分に行うことや宮崎県独自でも予算を確保することに期待したい。</p>	<p>共働き世帯の増加や核家族化の進行など地域のつながりが希薄化する中、子育ての孤立感や不安感を解消するためにも、社会全体で子どもの健やかな育ちを支援していくことは大変重要であることから、地域の子育て支援活動に対する財政支援が得られるよう、国に対し引き続き働きかけを行うとともに、事業の推進に必要な財源の確保に努めてまいりたい。</p>

--	--